

新型コロナウイルス感染症に対応した実習ガイドライン

白梅学園大学・白梅学園短期大学
実習指導センター

2021年5月13日全面改訂

本ガイドラインは、学外での全実習にかかわる学生と教職員向けの行動指針である。新型コロナ禍の中、全実習において、感染予防と感染拡大を防ぐための、現時点での最善の行動を示している。また、この内容は、全ての職業上の倫理でもあり、実習施設・機関で実習する学生、および訪問指導する教員としての自覚・心構えでもある。

I. 本学の実習の基本方針

1. 学生が希望する免許・資格の取得に際し、学外施設・機関での実習の学習機会を確保する。
2. 緊急事態宣言下であっても、実習先と学生の双方の了解が得られ、かつ、大学・短期大学として認める場合、学外での実習を実施する。
3. 実習先の確保が困難な場合、国の通知に基づく代替措置を講じる。
4. 実習を履修する学生、および訪問指導する教員は、自己管理と標準予防策を徹底遵守する。

II. 本ガイドラインの目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学生・教員、ならびに実習施設・機関の安全確保、および感染拡大防止を第一に考え、実習が行われるようにすること。

III. 感染防止対策

1. 実習施設・機関への対応

1) 誓約書について

学生、及び訪問指導する教員は、実習施設・機関が求め、かつ、実習指導センターが必要と判断した場合に限り、本学（学生は【別紙1】教員は【別紙2】）、または実習施設・機関が作成した誓約書を、説明を十分聞いたうえで、実習前までに提出する。

2) PCR 検査について

学生は、実習施設・機関が求め、かつ、実習指導センターが必要と判断した場合に限り、実習開始直前に結果が判明するタイミングでPCR検査を受ける。検査結果は実習指導センター、ならびに実習施設・機関に報告する。なお、PCR検査が陽性であった場合は、保健センターにも報告する。

2. 基本的な感染防止策の実施（学生、および実習指導教員）

感染症対策の3要因である「①感染源を断つ」「②感染経路を断つ」「③抵抗力を高める」への対策とともに、病原体を「①持ち込まない」「②持ち出さない」「③拡げない」ことを基本とする。

1) 実習前

- ① 手指衛生、アルコール消毒、咳エチケット、マスク着用など、衛生行動を徹底する。
- ② 実習先のオリエンテーション、及び、学内の実習指導において、感染症対策の遵守の重要性と徹底について、教員は指導を行う。
- ③ 実習先のオリエンテーション、また実習の2週間前より毎朝夕の検温、および自覚症状の確認を実施し、記録を義務付ける。記録用紙は、共通のものを使用する（学生は【別紙3】、教員は【別紙4】）。ただし、実習施設・機関指定の健康管理票がある場合は、それを使用する。

- ④ 実習先のオリエンテーション、また実習の2週間前から実習中は、三密に相当する集会やイベント類、施設への参加、不要不急の外出や会食や複数人以上での遊び、都県をまたいでの移動は自粛し、念のため行動の記録（「行動記録票」【別紙5】）をつけることを促す。
- ⑤ 公共交通機関を利用しなければならない場合には、感染予防に留意する。
- ⑥ 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がける。

2) 実習中

- ① 手指衛生、アルコール消毒、咳エチケット、マスク着用など、衛生行動を徹底する。
- ② 37.5°C以上の発熱の場合は、実習中止とする。ただし、平熱や他の症状を勘案し、37.0°Cから37.5°Cについては総合的に判断するが、体調に少しでも異変を感じた場合には、基本的に自宅待機とする。
- ③ 同居家族が感染者あるいは感染者との濃厚接触者であることがわかった場合は、速やかに実習施設・機関と実習指導センターに連絡するとともに、管轄の保健所の指示があるまで自宅待機する。なお、同居家族が感染者であることがわかった場合は、保健センターにも連絡する。
- ④ 実習中は、通勤時に着用したマスクから、実習用のマスクに必ず着替える。退勤時は、実習中のマスクを着けたまま帰らない。また、朝夕の通勤、退勤時には衣服を着替え、感染経路の遮断に努める。
- ⑤ 更衣室が密集とならないように、分散して更衣するなど利用方法を確認して行う。
- ⑥ 休憩時、食事時などは、可能な限り十分な距離（2m以上）をとる。
- ⑦ 対面での会話・食事は避け、大声で話さないようにする。
- ⑧ 使用したマスクやごみなどは、各自ビニール袋に入れ、自宅で廃棄する。
- ⑨ 実習施設・機関における感染予防対策については、その基準に従う。
- ⑩ 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がける。
- ⑪ 実習先の感染防止対策について知り得た情報は、いかなる場合であってもSNS等で情報発信しない。

3) 実習後

- ① 実習前、実習中と同様の感染予防・健康管理を徹底する。
- ② 実習の2週間後まで、毎朝夕の検温、および自覚症状の確認を実施し、記録を義務付ける。記録用紙は、共通のものを使用する（学生は【別紙3】、教員は【別紙4】）。ただし、実習施設・機関指定の健康管理票がある場合は、それを使用する。
- ③ 実習の2週間後まで、三密に相当する集会やイベント類、施設への参加、不要不急の外出や会食や複数人以上での遊び、都県をまたいでの移動は自粛し、念のため行動の記録（「行動記録票」【別紙5】）をつけることを促す。

IV. 実習中止、または中断等を判断する状況

1. 学生が新型コロナウイルス感染を疑う症状等を発症し、PCR検査を受けた場合。
2. 学生がPCR検査陽性か、抗原検査陽性で新型コロナウイルスの感染であると診断された場合。
3. 学生が濃厚接触者となった、または濃厚接触者である可能性がある場合。
4. 実習施設・機関内での感染が危惧された場合。
5. 新型コロナウイルス感染症をめぐる国、本学、および実習施設・機関等の状況をふまえ、実習を中止することが適当と判断した場合。

V. その他

今後の感染状況や国・都県の方針等の状況に応じて、適宜、ガイドラインを修正する。